

⊘ 違反是正

はじめに

不安定な自然・気象環境、複雑・多様化する社会構造等、消防を取り巻く環境は、今、大きな変化を迎えている。

高齢化や高度情報化、そして科学技術の進展に応じ、消防機関にはこれまで以上の専門性と高度な能力が求められており、国民の大きな期待が寄せられている。

こうした時代に対応した消防の高度な教育訓練施設として消防大学校がある。

消防大学校は、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うことを目的として設置されたもので、さらに消防教育訓練機関に対し、技術的援助を行うこともその目的としている。

このように、消防大学校では、消防行政の実情に即した教育訓練の充実・強化に努めている。

違反是正・違反処理の推進に係る取り組み

今、全国の多くの消防本部では、団塊世代の大量退職に伴い、組織の若返りが図られているが、そ

消防庁消防大学校実務講習 第1回 違反是正 特別講習

消防庁消防大学校教務部助教 富田直樹



消防大学校予防科・違反是正特別講習対照表

項目	予防科	違反是正特別講習
定員	48人	78人※1
入寮日数	50日※2	5日
教育日数	34日	5日
教育総時間	234時間	26時間
年度実施数	2回	1回
入校資格	1 上限年齢45歳 2 消防司令補以上の階級にあり、かつ、予防業務（危険物保安業務を除く。）に従事している者で、次のいずれかに該当する者 ・消防学校において予防査察専科教育を受講した者 ・予防業務の実務経験が3年以上の者 3 消防吏員の数が100人未満又は人口10万人未満の消防本部において、上記2の場合のほか、3年以上消防士長の階級にあり、かつ、予防業務に従事している者で、次のいずれかに該当する者 ・消防学校において予防査察専科教育を受講した者 ・予防業務の実務経験が3年以上の者 4 消防学校において予防業務に関する教科を担当している者又はその予定者	1 消防司令補以上の階級にあり、かつ、予防業務（危険物保安業務を除く。）に従事している者で、次のいずれかに該当する者 ・消防学校において予防査察専科教育を受講した者 ・予防業務の実務経験が3年以上の者 2 消防吏員の数が100人未満又は人口10万人未満の消防本部において、上記1の場合のほか、3年以上消防士長の階級にあり、かつ、予防業務に従事している者で、次のいずれかに該当する者 ・消防学校において予防査察専科教育を受講した者 ・予防業務の実務経験が3年以上の者
授業科目	校長講話、審議官講話、発生指導、予防行政、危険物行政、消防作用法、行政手続法、消防行政訴訟、予防法務、建築基準法、消防実務法規、危機管理広報、教育技法、職場のメンタルヘルス、接遇、消防広報、査察計画、放失火捜査と公判、消防用設備規制、火災調査（概論）、防災規制、防火管理制度、住宅防火対策、消防同意、 査察・違反処理、違反処理対策、違反処理実習 、避難対策、訓練礼式、災害時要援護者対策、報道対応演習、講義資料作成要領、課題研究、施設研修※3	査察・違反処理、違反処理対策、違反処理実習、質疑検討会、事例発表会

※1：平成26年度は、96人を予定 ※2：予防科第95期の場合 ※3：入校前にe-ラーニング(11コース、16時間39分)の受講義務有り
 注：朱書き部分は、違反是正特別講習と重複する内容を示す。

の一方で、若年職員の増加による経験不足に起因する、各消防分野の業務に係る知識・技術の伝承を大きな課題として抱えており、業務遂行上にも影響を及ぼしている。

中でも、複雑、多様化・困難化する火災予防行政を取り巻く状況を踏まえ、同行政に携わる担当者の資質の向上を図ることが急務となっている。

このことから、消防大学校では、実践的な演習を含めた実効性を期待できる教育を念頭に、従前より、年2回、予防科教育を実施し、昨年度末現在で95期を数えるに至っている。

そのような中、平成24年5月に発生した福山市のホテル火災を踏まえ、緊急に全国の消防本部の予防担当者に対し、違反是正・違反処理に関するスキルアップを図る必要性が生じたことから、平成

25年度において違反是正特別講習を新設した。

第1回の違反是正特別講習は、平成25年12月16日から12月20日までの5日間（教育日数：5日間、教育訓練時間：26時間）にわたり実施し、全国34道府県から78名の学生が受講したところである。

受講対象者及びカリキュラムについて

本講習は、違反是正・違反処理の適正執行を期するために、消防本部においての査察、違反処理業務に携わる消防司令補以上の階級にある者等に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を習得させることを目的としたものである。

上表に、予防科と本講習の受講対象者及びカリキュラム等の対照を示す。

⊘ 違反是正

本講習の受講対象者は、予防業務を担当する実務者を対象に、原則、予防実務経験3年以上の消防司令補以上の階級にある実務においてリーダーシップを発揮できる者等に焦点をあて、即戦力としての実務者の教育に特化するものとしている。

カリキュラムについては、予防科では幹部教育の側面を含めた総合的な予防行政に必要な知見・技術の教育内容としているのに対し、本講習においては、予防科のカリキュラムにある違反処理に関する講義、実習を抜き出し、この分野に特化した構成としている。

特に、実習に関しては、各種消防法令違反の是正指導・違反処理に対する一連の命令書交付・公示までの流れを、消防大学校の施設を利用して行う実践的な違反処理実習を重点に置き、関係者に対する説明、調書作成、命令書の交付及び接遇における違反是正・違反処理能力の一層の向上を図ることを狙いとして、質疑検討及び事例発表とともに本講習の最重要項目としている。

本講習のカリキュラムは、前述のように予防実務における実践力、かつ、実効性の向上に資するよう、当該業務に必要とされる知見、技術を網羅し、次の5項目により企画している。

(1) 査察・違反処理の現状と課題、今後の国の動きについて

消防庁予防課違反処理対策官による講義
…2時限

(2) 査察計画策定時の留意点(危険性の優先順位の考え方)、査察のポイント

横浜市消防局講師による講義…3時限

(3) 違反処理事務の一連の流れ、政令市違反処理事例の紹介と解説

東京消防庁及び大阪市消防局講師による講義
…4時限

(4) 違反処理実習

本校施設を用いた消防法第5条、同第5条の3、同第8条及び同第17条関係違反に対する実習
…10時限

(5) 質疑検討、事例発表

事前提出された「違反処理に関する質疑」及び「違反処理で苦慮している案件」に関する意見・情報交換及び発表等…7時限

以上のように、実習を積極的に取り入れ、実践的な内容とし、最前線で違反是正・違反処理業務に当たる担当者としてのみならず、各消防本部において同業務を牽引できる者としての資質の向上を図り、時代の要求に即した教育訓練としている。

座学について

消防庁予防課違反処理対策官による講義では、現在の我が国における違反処理の現状、取り組み及び今後の課題等に関して、最新の情報が提供されるとともに違反処理に従事する担当者に期待する熱い思いが伝えられた。

また、違反処理に関し先進的な取り組みを行っている処理事例の豊富な東京消防庁、横浜市消防局及び大阪市消防局の講師からは、具体的な事例紹介とその解説がなされ、受講生は同業務のあるべき姿、方向性についての認識を新たにした。



受講風景



違反処理実習



質疑検討会

違反処理実習について

次に、違反処理実習について紹介する。

実習においては、消防大学の施設を違反対象物と見立て、一班6～7人で班編成を行い、班ごと交互に消防と関係者の役割を担い、現場見分要領のほか、質問調書、命令書の作成から交付、公示に係る一連の流れを実習し、今後の実務及び部下指導を行う上での手法を学習した。

なお、実習に当たったの想定は、消防役と関係者役でその都度変更し、関係者役の受講生からは積極的に質問(苦情を含む。)するようにさせ、実習に現場の臨場感を再現することで、単なる段取りの確認に終始することなく、必要とされる接遇力(対応力)、説明力の養成を図っている。

今回の違反想定事例は、次のとおりである。

- 消防法第5条関係
防火戸を撤去してしまった事例
- 消防法第5条の3関係
階段室内に物品を存置している事例
- 消防法第8条違反
防火管理者未選任、消防計画未作成である事例
- 消防法第17条違反
消防用設備等未設置である事例

以上、受講生各人が有する知識・技術を駆使して積極的に実習に臨み、実践的・実効的な違反処理を行っていく上での技術を習得した。

質疑検討会、事例発表会について

質疑検討会では、入校前に事前課題として提出を求めた「違反処理に関する質疑」について各グ

ループ内で発表し、これに対する意見や情報等を相互に求め合い、当該実務上の問題点、疑問点について、熱心に検討がなされた。

次に、コメンテーターとして消防庁予防課担当者を招いて行った事例発表会では、各班の代表者による「違反処理で苦慮している案件」の発表を行い、具体的な違反事例に対して積極的な質疑や各本部での取り組み、類似事例の紹介等の情報提供が展開された。

おわりに

全国の消防本部の中には、立入検査の実施についても未実施であるところも少なくなく、違反是正・違反処理を適正に行うことに対して、「必要性は理解できるが、とても実施できない。」「うちでは、無理だ。」と、初めから諦めている消防本部や担当者が存在するという事実である。

そのような中、本講習を終えた学生からは、「違反処理の重要性について、講習を受講しているうちに自分でも実施できる、しなければならぬと痛感した。」「違反処理に対する今までの認識の甘さを痛感したとともに、自分の意識改革ができたことがとてもよかった。」等の意見が多くなされ、単に知識・技術の付与にとどまらず、教育の真の目的である「気付き、気付かせる。」という点からも、多くの受講生に対して、改めて違反是正・違反処理の必要性とその推進を自らが先鞭をつけていき、そして「自分たちの代で覚知した違反を次代に申し送ってはならない。」ことの啓発につなげることができたものとする。

また、寮生活では、短期間ではあったが、各学生が寝食を共にし、78名が相互に友好を深めるとともに、予防行政に携わる者同士としての絆を深め、有益なネットワークづくりが行われていた。

今後は、この講習で得た知識、技術を十分に発揮して、査察、違反是正・違反処理業務の一層の推進を図り、地域の安全安心の実現のため、「安全」だから「安心」できるのだ。そして、その実現に最も寄与しているのは、われわれ予防担当者である。」との自負のもと、さらなる活躍を果たされることを期待するところである。